

第39号 令和2年10月 発行 恵庭市消防本部予防課

「秋の全道火災予防運動」を実施します！

この運動は、火災が発生しやすくなる季節を迎えるにあたり、市民の皆さまに防火に関する意識を高めていただくために実施します。ぜひ、この機会に防火に関することを見つめ直して、火災の発生を防止し、火災から尊い命と貴重な財産を守りましょう。

統一防火標語 「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

実施期間 10月15日(木)～10月31日(土)

大切な命と財産を火災から守るために

住宅防火

いのちを守る 7つのポイント

対策 1
逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。



対策 2
寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。



対策 3
火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。



対策 4
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



習慣 1
寝たばこは、絶対やめる。



習慣 2
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



習慣 3
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。





裏面も見てね！

住宅用火災警報器について

恵庭市火災予防条例で定められている、住宅用火災警報器の設置が必要な場所は、

- ①台所、②寝室、③※階段 です。

※ 階段の設置は2階に寝室がある場合に必要です。

ご自宅の設置状況を今一度ご確認ください。

◎住宅用火災警報器の維持管理

設置から10年が経過すると、電池切れや機器の老朽化により、いざというときに正常に動作しないおそれがあります。

10年を目安に住宅用火災警報器の交換をおすすめします！！



● は設置義務があるところです。

設置していない世帯は
すぐに設置しましょう！



あなたの家の消火器は大丈夫？

一般住宅に設置義務はありませんが設置することをおすすめしています。
消火器は、湿気が少なく直射日光が当たらない風通しのよい場所に置きましょう。



図のように、変形・腐食・ひび割れがある消火器は、いざというときに使用できず、使うときに破裂する危険がありますので、専門業者に廃棄を依頼して、新しいものに交換しましょう。



恵庭市では消火器をごみとして収集はしません。

また、消防でも回収、処分はいたしません。

消火器の廃棄については、恵庭市ホームページをご覧ください。
下記の相談先までお問合せください。

防火に関する
相談はお気軽に！



表面も見てね！

◎相談先電話番号

消防本部予防課	33-0990
消防署消防課	33-0991
消防署島松出張所	36-8439
消防署南出張所	34-9111